

# 会 則

## 第1章 総 則

### 第 1 条(名称)

当団体は、SOMESAT と称する。

### 第 2 条(主たる事務所)

当団体は、(■■■■) に置く。

### 第 3 条(目的)

当団体は宇宙技術開発をもって学術及び科学技術の振興を目的とし、次の事業を行う。

1. 人工衛星開発・打ち上げ事業
2. 無線操作による人工衛星運用事業
3. 電子機器開発・販売事業
4. 宣伝商品開発・販売事業
5. 古物売買事業
6. 広報・宣伝事業
7. その他、当団体の目的を達成するために必要な付帯事業

## 第2章 会 員

### 第 4 条(種別)

この団体の会員は次の2種類とし、正会員を持って法定社員とする。

- (1) 正会員：この団体の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員：この団体の事業を賛助するために入会した個人または団体

### 第 5 条(入会条件)

会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。

2. 会長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### 第 6 条(会費の納入)

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### 第7条(守秘義務)

会員は当団体の業務において知り得た情報を特に許された場合を除き第三者に公開してはならない。また、会員が所属する組織等で守秘義務を課せられている情報についても当団体への開示・利用は該当組織との事前調整を課すものとする。

#### 第8条(会員資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき。
- (3) 本人が死亡もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 継続して2年以上会費を滞納し納入せず、納入の意思がないものと判断されたとき。
- (5) 除名されたとき。

#### 第9条(退会)

会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

#### 第10条(除名)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会則等に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第11条(抛出金品の不返還)

既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第3章 役員

#### 第12条(種別及び定数)

この団体に次の役員を置く。

- (1) 役員 5名以内
2. 役員のうち、1人を会長、2名以内を副会長、1名を会計とする。

#### 第13条(選任等)

役員は、総会において選任する。

2. 会長、副会長及び会計は、役員の間で互選とする。

#### 第14条(職務)

会長は、この団体を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3. 会計は、次に掲げる職務を行う。

#### 第15条(任期)

役員の間で任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の間で任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### 第16条(解任)

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

## 第1章 総会

#### 第17条(種別)

この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### 第18条(構成)

総会は、正会員をもって構成する。

## 第 19 条(機能)

総会は、以下の事項について議決する。

- ① 会則の変更
- ② 解散
- ③ 合併
- ④ 事業計画及び収支予算並びにその変更
- ⑤ 事業報告及び収支決算
- ⑥ 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- ⑦ 入会金及び会費の額
- ⑧ 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- ⑨ 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

## 第 20 条(開催)

通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長、副会長並びに会計が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

## 第 21 条(召集)

総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、会長が招集する。

2. 会長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

## 第 22 条(議長)

総会の議長は、会長がその任に当たり、会長に事故ある時はその総会において、出席した正会員の中から選出する。

## 第 23 条(定足数)

総会は、正会員総数の 3 分の 1 の出席がなければ開会することができない。

#### 第 24 条(議決)

総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第 25 条(評議決)

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条、第 29 条第 1 項第 2 号の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### 第 26 条(議事録)

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

## 第4章 資産・会計

#### 第 27 条(資産の構成)

この法人団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- ① 設立当初の財産目録に記載された資産
- ② 入会金及び会費
- ③ 寄付金品
- ④ 財産から生じる収入
- ⑤ 事業に伴う収入
- ⑥ その他の収入

#### 第 28 条(資産の管理)

この団体の資産は、会計が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

#### 第 29 条(事業計画及び予算)

この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、総会の議決を経なければならない。

#### 第 30 条(暫定予算)

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### 第 31 条(臨機の措置)

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

#### 第 32 条(事業報告及び決算)

この法人団体の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会計が作成し、会長の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 作成した決算書類は 5 年間保管しなければならない。
3. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### 第 33 条(事業年度)

この団体の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

### 第5章 会則変更・解散

#### 第 34 条(会則の変更)

この団体が会則を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を要する。

### 第 35 条(解散事由)

この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- ① 総会の決議
- ② 正会員の欠亡
- ③ 合併
- ④ 破産

2. 前項第 1 号の事由によりこの団体が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

## 第6章 雑 則

### 第 36 条(細則)

この会則の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

### 付則

1. この会則は、この団体の成立の日から施行する。
2. この団体の設立時の役員は、次に掲げる者とする。  
会 長 (超電磁 P)  
副会長 (機響屋)  
会 計 (hem)
3. この団体の設立時の会員は、次に掲げる者とする。  
(超電磁 P)  
(機響屋)  
(hem)